

○厚生労働省令第七十三号  
 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十二日 厚生労働大臣 細川 律夫  
 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令及び老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令の廃止）

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。  
 一 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十五号）  
 二 老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十六号）

（老人福祉法施行規則の一部改正）  
 第二条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二から第二十条の二までを次のように改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）  
 第三条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）  
 第三条の二から第十七条までを削る。

附 則  
 この省令は、公布の日から施行する。